

第2回山陽小野田市公立大学法人評価委員会会議議事録

平成28年度第2回山陽小野田市公立大学法人評価委員会議事録

日 時 平成28年7月26日(火) 18時から

場 所 山陽小野田市役所 3階 第2委員会室

出席者 委 員 山本(普)委員長、河口委員、河野委員、林委員、
平野委員、山本(克)委員

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学

森田副理事長(学長)、佐々木事務部長、栗田課長
事務局 成長戦略室(大田室長、大谷副室長、山縣主事)

傍聴人 1人

(出席委員は6名中6名であるため過半数に達しており、山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例第5条第3項の規定により本委員会は成立している。)

議題(1)

業務方法書について【協議資料P1～P2、議題(1)参考資料】

事務局 業務方法書とは、法人の業務の要領を記載した書類のことで、地方独立行政法人法第22条において、「法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならないとされ、業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める」とされている。また、設立団体の長は、業務方法書の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないとされているので、業務方法書について、評価委員会の意見を聴くものである。

業務方法書に記載すべき事項は、市の規則で定められており、3つある。1つ目は「業務委託の基準」、2つ目は「契約の方法」、3つ目は「その他法人の業

第2回山陽小野田市公立大学法人評価委員会会議事録

務の執行に関し必要な事項」となっているが、この3つのほか、「業務運営の基本方針」についても定めている。具体的には、「業務運営の基本方針」については、第2条において「中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努める」と定めている。「業務委託の基準」については、第3条において「業務を効率的かつ効果的に運用するため、業務の一部を委託することができる」と定めている。「契約の方法」については、第4条及び第5条において、「委託の際には受託者と委託契約を締結し、契約を締結する場合には、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法による」と定めている。「その他法人の業務の執行に関し必要な事項」については、第6条において、「法人の業務に関し必要な事項は別に定める」と定めている。なお、市の規則は、国立大学法人法施行規則に準拠して定めていることから他の設立団体とほとんど同じ内容となっており、また、法人の業務方法書の記載内容については、設立団体の規則に基づき作成されることから他の先行法人とほとんど同じ内容となっている。

委員 設立団体の長と法人の長が同一人物であり、双方代理の状態となっている。市と法人との間でも契約等を行うことがあると思うが、契約を締結する中でどのように取り扱うか、業務方法書の中の附則でしっかりと明記する必要はないのか。

事務局 市と法人の間で契約等を締結する際は、市長と副理事長との間で契約を締結している。副理事長は法人の規程において理事長の代決について定めているので、業務方法書に明記する必要はないと考えている。

委員 規則で定められているとしても理事会や役員会の承認が必要ではないか。

事務局 契約等における理事長の代決については、法人の規程の中で

第2回山陽小野田市公立大学法人評価委員会会議議事録

定めているので、当然、役員承認は得ている。

委員 示された業務方法書の雛形については概ね良いと思うが、わかりやすく、誤解が生じないような表現にした方が良いのではないか。

委員 委員からいろいろと意見が出たが、事務局において検討していただき、次回の会議で回答していただきたい。

事務局 次回までに他の先行法人の例を調査し、回答する。

議題(2)

役員報酬等の支給基準について【協議資料P3～P4、議題(2)参考資料】

事務局 法人の役員に対する報酬及び退職手当の支給基準については、地方独立行政法人法第48条において3点が定められている。1点目は、役員の業績が考慮されるものでなければならないこと、2点目は、法人が支給基準を定め、設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならないこと、3点目は、支給基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該地方独立行政法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならないこと、となっている。この法人の報酬等の支給基準については、地方独立行政法人法第49条において、報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができることと定められているので、法人が定めた当該支給基準について評価委員会の意見を聴くものである。議題(2)参考資料において、他の先行法人の例を記載しているので参考にさせていただきたい。なお、この支給基準については、平成27年度の評価委員会の会議においても説明しているが、理事長につい

第2回山陽小野田市公立大学法人評価委員会会議事録

ては本市の教育長、病院及び水道事業管理者と同じ額とし、副理事長はその額から3万円低い額としている。

委員 今後、社会・経済情勢等の変化により、報酬等の基準についても検討が必要になることが考えられる。この規則は、それに応じて改正することができるのか。

事務局 規程の第4条第2項において「理事長は、経営審議会の議を経て、基本報酬月額を変更することができる」と定められている。ただし、大学の収入は、入学金や授業料等の自己収入と市からの運営費交付金となっているので、減額する場合は特に問題はないが、増額しようとする場合は事前に市と調整する必要があるのではないかと考える。

委員 規程の文面からみると、役員の報酬等については、経営審議会の議を経れば、法人の意向により決めることができ、市の意向を確認しなくても報酬の額を増額することができるようになっている。市の意向を反映するためには、規程に何かしら定めておく必要があるのではないか。

事務局 運営費交付金は、議会の議決を経て、予算化できる。運営費交付金に影響がない範囲で報酬の額を上げるのであれば問題はないと考える。

法人 役員報酬の支給基準については、変更した場合も評価委員会の意見を聴かなければならないので、運営費交付金の範囲内であっても報酬等の額を変更した場合は評価委員会の意見を聴かなければならないと定められている。

委員 あくまでも評価委員会からは意見を述べることができるとされているだけであり、その意見を聴いてどのように判断されるかは市長になるので、あらかじめ規程に報酬の額を定める（変更する）場合についての取り決めについての文言があった方が良いのではないか。

事務局 報酬のケースだけではなく、他のことについても同様なことがあると思うので、その全てについて規程の中で一つひとつ

第2回山陽小野田市公立大学法人評価委員会会議議事録

表現することは困難であると考える。

委員 規程第4条第1項のただし書きに「非常勤の場合は、報酬は支給しない」と定められている。他の法人の規程を見てもそのような文言はないが何故か。

事務局 現在の理事長は市長であり、非常勤であるので、報酬を支給しないために定めている。常勤の理事長及び副理事長については定めている報酬を支給する。

委員 本来、理事長は常勤であるべきと思うが、現在の状況を考慮してのものと思う。

委員 基本報酬月額と同様に期末手当についても市の教育長等と同じと考えて良いのか。

事務局 そのとおりである。

議題(3)

中期計画(案)について【協議資料P5～P40】

事務局 本日は、法人から副理事長(学長)が出席をされているので、副理事長(学長)に中期計画(案)について説明していただく。

法人 パワーポイントを使用し、説明

※ はじめに中期計画を定められる前の大学の取り組みについて説明があった後、協議資料33ページ～40ページの中期計画、協議資料19ページ～31ページの年度計画を説明され、アクションプラン(資料なし)について説明。

※ 中期計画は抽象的な表現となっており、具体的に中期目標達成のために何をすることが分かりにくいですが、年度計画、更にはアクションプランにより具体的に行う内容を示し、その目標達成のために毎月進捗状況を確認し目標の達成に向けて取り組んでいる。

委員 法人から説明があったが、事務局から事前に中期計画の資料が送付されてきていたので、いろいろな意見があり、更に、

第2回山陽小野田市公立大学法人評価委員会会議議事録

今、説明を聴いたことで新たな意見もあると思う。しかし、時間的な面を考えると本日の会議での審議は難しいと考えるので、期限を定めて意見を事務局に伝え、その回答を次回の会議の開催日までに送付してもらい、次回の会議で審議することにはどうか。

委員 時間的な面もあると思うが、せっかく法人から説明に来ていただいているので、少し質疑の時間をとっていただきたい。

委員 それでは、法人にこれだけは確認したい、意見を述べたいことについて委員の発言をお願いします。

法人 この中期計画（案）を作成する過程で、法人の中においても経営審議会及び教育研究審議会で審議し、委員から貴重な意見等をいただいた。同様に、評価委員会の委員の皆様からも意見を伺いたい。

委員 市立大学となったのだから、大学と地域・市民とのつながりを大切にしていきたい。この中期計画は、誰に対して示すものなのか。文章の中には大学で使う特有の語句がある。下関市立大学中期計画の34ページに語句等についての説明が書かれているので、参考にしていただければ一般市民にも理解しやすい中期計画となる。

委員 「～を行う」という表現があるが、継続しているものと新たにするものを区別し、分かるようにした方が良い。継続しているものであれば「継続して行う」、新たに始めるのであれば「新規に行う」という表現にした方が良い。また、「検討する」という表現は便利な表現ではあるが、検討したことで済んでしまうので評価することが出来ないのでは、この表現は避けた方が良い。

また、運営費交付金について軽減するという表現があったが、軽減していくという長期視点に立った計画が示されていない。例えば、自己収入を増やしていく方法や事務等の効率的な運営等についてのビジョンが必要ではないか。もう少し財務に

第2回山陽小野田市公立大学法人評価委員会会議議事録

ついて具体性を持たした方が良いのではないか。

- 委員 運営費交付金について、他大学の中期計画に記述されているような算術式があるのではないのか。
- 委員 中期計画を作成する過程で、6年間の各年度についての計画を積み上げたものであると思うが、6年間をまとめたものだけを見ても、具体的な取り組みが分からない。
- 委員 平成30年4月に薬学部を設置する計画があるが、そのことを含めた収支計画になっていなくてもいいのか。
- 事務局 文部科学省から認可を受けていない段階で、薬学部のことを含めた計画を作成することはできない。
- 委員 予算についての各年度の資料はないのか。
- 法人 各年度の資料を配布（非公開資料）。
- 委員 インターンシップを実施することは大切である。インターンシップを必修としている大学があるが、検討していただきたい。インターンシップを実施することは学生にとっても非常に有意義なことであり、現状では選択科目になっているが、必修科目にすることにより全生徒がインターンシップの経験を積むことができ、就職先を決定するに当たり、参考とすることができる。また、インターンシップ受け入れ企業として地元企業の協力を得れば、地元へ就職する生徒も自然と増えてくる。一方、企業も人材を選択することができる。以上の理由により、インターンシップを必修科目とする方向での検討を切望する。そして、アクションプランまで作りこんでいるところは立派だと思う。
- 委員 中期目標をブレイクダウンしてかなり具現化したものが中期計画にならないといけない。そのため、中期計画は具体的な目標数値が記述されないといけない。アクションプランには目標数値が書かれていると思われるが、この中期計画には具体的な数値目標が記述されていない。山口県立大学や下関市立大学には具体的数値目標が記述されている。これらの中期計

第2回山陽小野田市公立大学法人評価委員会会議議事録

画を参考にし、アクションプランに書かれている主要な数値目標を記述してほしい。

- 委員 地元出身者の割合を大きく設定されているが、入学者の学力レベルのバランスは大丈夫か。
- 事務局 公立化前の大学の印象から地元の学生・保護者には本校に対してあまりいいイメージが無いのが現実である。今後は、地元の優秀な学生に受験していただけるよう、大学のレベルアップを図るとともに、地元の高校に積極的にお願いをしていく。
- 委員 教育委員会との連携は書かれているが、山陽小野田市との連携は書かれていないのは何故か。市立大学であるのだから市との連携が必要なのではないか。市や市職員は大学とどのように関わっていくのか。市立大学は地元とのつながりが求められるのではないか。
- 事務局 現在、大学関係の事務を担当しているのは成長戦略室であり、運営費交付金等の大学関係予算では総合政策部が、産学官連携では産業振興部が関わっている。
- 委員 地元とのつながりは大切であると思うが、直接的な市民とのつながりではなく、大学があることによって結果的に市民に還元できればいいのではないか。
- 委員 大学の目的は「人材の育成」であると思う。市民への貢献としては、大学があることによって若者の定住や地域の活性化等に貢献することでいいのではないか。
- 委員 どちらの考えも大切であると思うが、大学の評価を上げていくことも、大切であると思う。そのためには、大学の資格認定制度の取得や、企業との共同研究（産学共同研究）数や科研費取得研究数を増加させ、先生の研究レベルの向上を図ることが重要である。中期計画にはこのことが書かれていなかった。今後、検討していただきたい。
- 委員 大学院を充実（定員増）させることが書かれているが、文部

第2回山陽小野田市公立大学法人評価委員会会議議事録

科学省への申請には3年間くらいの実績が必要と思うが、実際に可能なのか。現状の大学院の先生のままで、大学院の定員を増員すると、大学院の先生の負担が大きくなりすぎるのではないかと心配である。そのため、大学院の資格を持つ $\textcircled{\text{合}}$ （まるごう）先生の増加を図る必要があると思うが、これはどのように考えているのか。また、 $\textcircled{\text{合}}$ の先生は最終的に文部科学省の認定が必要だが、 $\textcircled{\text{合}}$ の認定基準は、山口東京理科大学として作成されているのか。こういったことも中期計画では検討が必要ではないかと思われる。

法人 3年間の実績では、定員割れの実態がある。

委員 このような状況で申請できるのか。

法人 平成30年度に向けての取り組みである。認可申請ではなく、届出となっている。

事務局 大学院の定員増加は未検討であり、まだ市との調整がされていないので、今後の協議になると思う。

委員 国立大学とは違った、市立大学として地域とのつながりを生かした「人材育成」を進めてほしい。

委員 東京理科大学との関係を今後も続けていくことが、大学の発展につながっていくと思うので、ぜひ東京理科大学との関係を続けてほしい。

委員 本日、いろいろと意見が出たが、それを踏まえて大学として何か対応するのか。

事務局 評価委員会の意見を聴いた上で、市長が認可するかどうかを判断する。認可しない場合は、大学にその旨を伝え、修正していただくことになる。

委員 各委員からの意見を分かりやすくまとめていただき、市長に報告されることになるのか。

事務局 会議概要としてまとめ、市長に報告することになる。

委員 今後、社会・経済情勢により中期計画の内容や数値等を変更するときは変更する理由等についての説明が必要になると思

第2回山陽小野田市公立大学法人評価委員会会議議事録

うが。

- 事務局 中期計画を変更する場合は、今回同様、評価委員会の意見を聴くことになる。今後の予定としては、平成30年4月に薬学部を設置する計画となっていることから、その際に、中期目標と中期計画を変更することになるので、評価委員会の意見を聴くことになる。
- 委員 中期計画に対する評価委員会の意見は事務局でまとめていただきたい。
- 事務局 会議概要としての形式又は意見の一覧という形式、どういう形式でまとめればよいか。
- 委員 議事録という形でまとめていただきたい。
- 事務局 了解した。議事録は各委員に送付するので、内容について確認をお願いする。修正等があれば連絡していただき、修正した議事録を評価委員会の意見として市長に提出する。
- 委員 議事録については、各委員に送付していただき、次回の会議でチェックし、修正等をした上で、市長に提出する評価委員会の意見としてまとめ、提出する。次回の開催日については、事務局に調整をお願いする。
- 事務局 前回の会議で、業務実績等の評価については、どのレベルを市長は考えられているのかを確認していただきたいとのことだったが、評価委員会にお任せするとのことだった。
- 委員 評価の考え方等について、他の先行法人の例を参考にしたいので、次回の会議で配布していただきたい。
- 事務局 了解した。
- 法人 本日、各委員からいただいた意見については、参考にさせていただきます、法人又は大学の運営に生かしていきたい。